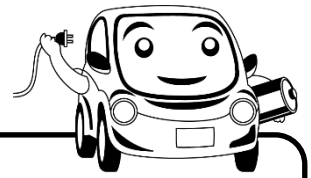


令和6年度



戸田市電気自動車等導入費補助金制度

環境への負荷が低い電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進及び大気汚染防止に寄与することを目的とした補助制度です。

受付期間※1	車両登録 設置工事	予定日※2	実績報告書提出期限
令和6年4月1日から 令和7年1月31日まで	令和6年4月15日から 令和7年2月28日まで		令和7年2月28日

※1 申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了となります。

※2 申請は**車両登録・設置工事日の2週間前まで**に行ってください。

※3 車両登録・設置工事着工が完了している場合は、本補助金制度の対象外となります。

提出先及び問い合わせ先



戸田市環境課 環境政策担当（市庁舎3階31番窓口）

TEL：048-441-1800（内線344・377）

FAX：048-433-2200

Eメール：kankyo@city.toda.saitama.jp

受付時間：8:30～12:00, 13:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

詳細は右記QRコードより戸田市公式ホームページをご確認ください。

【戸田市公式HP】



（申請書様式や予算残額を掲載しております。）

1. 対象者

- (1) 交付申請の時点で引き続き1年以上市内に住所を有する市民
- (2) 交付申請の時点で引き続き1年以上市内で事業を行っている事業者

※いずれも市税を完納していること

2. 補助内容

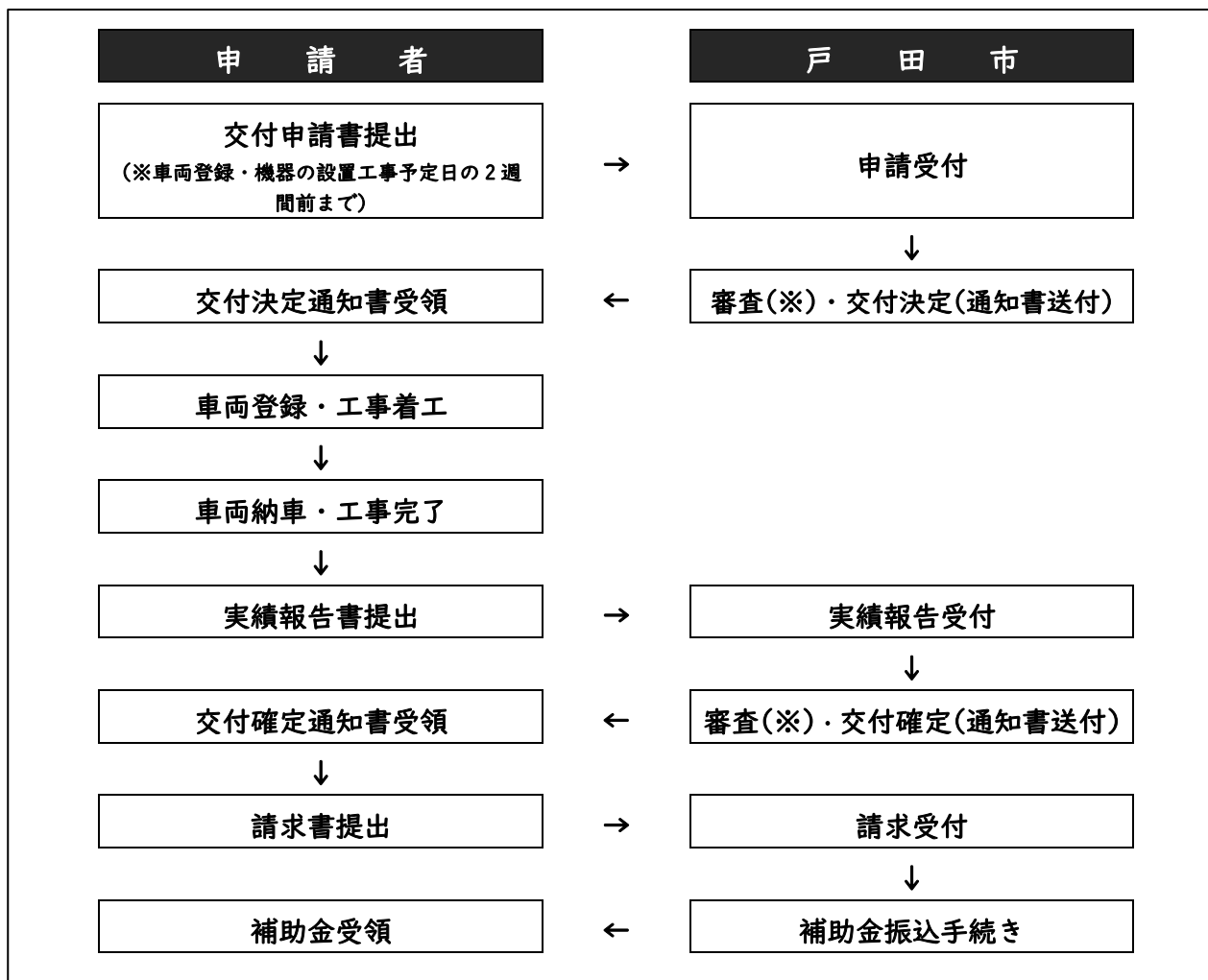
	補助対象	補助金額	備考
1	電気自動車(EV) (1)普通又は小型自動車 (2)軽自動車	(1)15万円 (2)10万円	次の要件全てに該当する自動車 ・搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動する電動機を原動機とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定されている4輪以上の自動車（以下「検査済自動車」という。）であること。 ・自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。 ・自動車検査証に記載されている自動車の種別が、「普通」、「小型」又は「軽自動車」であること。
2	プラグインハイブリッド自動車(PHV)	5万円	次の要件全てに該当する自動車 ・電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な4輪以上の検査済自動車であること。 ・自動車検査証の燃料の種類が「ガソリン・電気」であること。
3	燃料電池自動車(FCV)	25万円	次に掲げる要件の全てに該当する自動車 ・水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、発生した電気によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車であること。 ・自動車検査証の燃料の種類が「水素」であること。
4	据置型電気自動車等充給電設備(V2H)	10万円	上記1～3までの自動車から住宅等へ電気を供給する機器のうち、住宅等の分電盤に連結する据置型のもの

※1 上記1～3の自動車については、交付決定日以後に初度登録し、自動車検査証の所有者又は使用者の名義が申請者と同一であり、かつ、使用の本拠の位置が戸田市内となること。

※2 上記1～4までの自動車及び設備について、前回戸田市の補助金の交付を受けた年度から4年度を経過していない者（令和2年度から令和5年度に上記の自動車及び設備で、戸田市の補助金交付を受けた者）は、申請の対象外となります。

※3 1回の申請につき1台（設備）までとなります。（V2HとEV若しくはPHV又はFCVの同時申請は可能です。）

3. 補助金交付の手続き



※書類審査等で現地調査を行う場合があります。

◇交付申請手続き

【提出方法】

書類の提出は原則窓口での提出となります。

但し、メール等により事前に書類に不備がないことを確認できている場合にのみ、郵送でも提出可能です。(郵送での提出の場合は、「レターパック」や「特定記録郵便」等、郵便物を追跡できる方法により送付してください。万が一郵便事故が発生しても市では責任を負いません。)

提出書類の詳細は、下の表をご確認ください。

【注意事項】

- ① 申請書作成の際には、記入例を必ず確認してください。
- ② 申請時提出書類は、原則申請者本人の名義（連名不可）となります。
- ③ その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。

【申請時提出書類一覧】

補助対象 提出書類	電気自動車(EV) プラグインハイブリッド自動車 (PHV) 燃料電池自動車(FCV)	据置型電気自動車 等充電設備 (V2H)	備考
交付申請書(第1号様式)	○	○	
同意書(第2号様式)	○	○	
導入費用は明記されている見積書等	○ ※1	○ ※2	※1 電気等自動車の場合は、車名、型式、導入費用の内訳(車両本体価格、オプション価格や税金等諸費用など)の記載があるもの。 ※2 V2Hの場合は、機器費用や工事費用などの内訳の記載があるもの。
カタログ等の写し	○	○	規格等が分かるもの
リース契約書 (リース契約で車両を導入する場合)	△	- (補助対象外)	・契約者が申請者であること ・契約期間が3年以上あることを確認できる書類
設置場所の配置図	-	○	工事図面 等
設置場所の工事前現況写真	-	○	設置場所に印を付けたもの
本人確認書類の写し (運転免許証やマイナンバーカードなど)	○	○	・法人の場合を除く。 ・窓口で提示する場合は、コピー等の提出は不要。
1年以上住所を有していることが分かるもの ※4 (運転免許証やマイナンバーカードなど)	○	○	※4 新たに住民票を取得していただく必要はありません。左記に記載の書類等で確認できない場合はご相談ください。

◇実績報告手続き

電気自動車等の車両登録及び納車（据置型電気自動車等充給電設備の場合は設置工事）の完了、対象経費の支払いが終了しましたら、令和7年2月28日までに、下の表をご確認の上、実績報告書類を提出してください。

書類の提出方法は、P4.◇交付申請手続き【提出方法】をご確認ください。

【注意事項】

- ① 実績報告書を作成する際には、記入例を必ず確認してください。
- ② その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。
- ③ 実績報告書提出期限までに書類が提出されなかった場合、補助金の交付はできません。

【実績報告時提出書類一覧】

補助対象 提出書類	電気自動車(EV) プラグインハイブリッド自動車 (PHV) 燃料電池自動車(FCV)	据置型電気自動車 等充給電設備 (V2H)	備考
実績報告書(第5号様式)	○	○	
領収書	○	○	導入費用の全額が、申請者から販売会社に支払われたことが分かるもの ※ローンやリース契約で導入費用の全額の領収書の取得が困難な場合は、申請者から販売会社に導入費用の一部が支払われたことが分かるものに加え、分割払いの額及び総額が分かる契約書等。
注文書又は内訳書の写し	○ ※1	○ ※2	※1 電気等自動車の場合は、車両本体価格、オプション価格や税金等諸費用などの内訳が記載されているもの。 ※2 V2Hの場合は、機器費用や工事費用などの内訳が記載されているもの。
自動車検査証の写し	○	-	
自動車検査証記録事項	○	-	
設置場所の工事完了後の写真	-	○	

◇交付請求手続き

補助金の確定通知を受けた方は、請求書を提出してください。書類の提出は郵送も可能です。（郵送での提出方法は、P4.◇交付申請手続き【提出方法】をご確認ください。）

【注意事項】

- ① 振込先は、申請者名義の口座であることを確認してください。
- ② 請求書は申請者本人が記入してください。
- ③ 申請者印は、朱肉を用いて（シャチハタ不可）押印してください。
- ④ 請求書は、確定通知が届き次第、速やかに提出してください。令和7年4月30日までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。

【交付請求時提出書類一覧】

提出書類	補助対象	全補助対象	備考
請求書(第8号様式)		○	申請者本人が記入
口座情報(金融機関名、店名、預金種目、口座番号及び口座名義(カナ)が分かるもの)		○	窓口で直接提出する場合は、原本を提示。 郵送で提出する場合は、コピー等を同封。

4. 注意事項

- ①電気自動車（プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を含む。）と据置型電気自動車等充給電設備（V2H）の同時導入は可能です。
- ②リースの場合、リースにて車両を導入する方が補助対象（申請者）となります。
リース事業者を申請者とすることはできません。
- ③当補助金で申請対象としたものに対し、戸田市で行う別の補助金を受ける場合は補助対象外となります。戸田市以外が実施する補助金との併用は可能ですが、補助金等の収入額と補助金交付額の合計が補助対象経費（導入費用）を超えることはできません。
- ④提出書類作成にあたり不明点がある場合、メールにて事前に記載内容を確認いたします。記入済み（押印前も可）の書類を下記メールアドレスに送付してください。
【送信先メールアドレス】kankyo@city.toda.saitama.jp（※添付は10MBまで）
- ⑤申請した後に電気等自動車や対象システムの導入等を中止する場合は、「取下書（第4号様式）」及び添付書類として「決定通知書（第4号様式）」を速やかに提出してください。

Q & A

①申請は先着順か。

⇒先着順となります。複数件が提出され、予算を超えた場合には、超えた日に申請した者（不備があった者を除く）で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとなります。予算残額によっては交付額が満額にならない場合があります。

②車両ナンバーを初度登録・初度検査後に変更した場合はどのような手続きがあるか。

⇒実績報告書提出までの間に、ナンバー変更等の理由により自動車検査証に記載の事項に変更が生じた場合は、変更前と変更後の両方の自動車検査証のコピーを添付してください。

③対象の導入（工事）の変更あるいは中止の場合はどうすればよいか。

⇒導入（工事）の変更は、追加で書類を提出いただく場合がありますので、環境課へご相談ください。また、導入（工事）の中止の際には「取下書」及び添付書類として「決定通知書（第4号様式）」をご提出ください（取下書の様式はホームページにてダウンロード可能）。

④車両使用の本拠地は市内であるが、所有者が市外の場合、申請は可能か。

⇒不可能となります。使用者（申請者）が市内在住（事業者の場合は事業を行っている）であることが条件となります。

その他、不明点は環境課へお問い合わせください。